

第三十八回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十七号

昭和三十六年三月二十四日(金曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事 内田 常雄君 理事 小川 平二君

理事 岡本 茂君 理事 中村 幸八君

理事 田中 武夫君 理事 松平 忠久君

理事 遠藤 三郎君 岡崎 英城君

小沢 辰男君 海部 俊樹君

神田 博君 佐々木秀世君

齋藤 憲三君 笹本 一雄君

田中 榮一君 田中 龍夫君

中垣 國男君 林 博君

原田 憲君 早稲田柳右高君

岡田 利春君 加藤 清二君

中村 重光君 西村 力弥君

山口シヅエ君 伊藤卯四郎君

大矢 省三君

出席國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

出席府委員

公正取引委員会 佐藤 基君

委員長 通商産業事務次 始関 伊平君

官 (重工業局長) 佐橋 滋君

通商産業事務官 小山 雄二君

中小企業庁長官 委員外の出席者

日本固有鉄道管 土井 厚君

財部次長 財部 員 越田 清七君

三月二十三日

輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五三三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一〇号)

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五三三号)

派遣委員より報告聴取

○中川委員長 これより会議を開きます。

まず連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

本委員会が審査中の鉱工業技術研究組合法案につきまして、科学技術振興対策特別委員会より連合審査会を開きたい旨の申し出がありましたので、これを受諾し、連合審査会を開会することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、本連合審査会の開会は来たる二十八日火曜日午後一時開会の予定であります。

○中川委員長 次に去る十八日筑豊地区における炭鉱災害の実情を調査するため委員を派遣いたしました。この

際派遣委員より報告を聴取したいと存じます。中村重光君。

○中村(重)委員 調査団長の長谷川委員が差しつかえがございますので、かわりまして私がご報告申し上げます。この調査団は、商工委員会といたしましては長谷川委員と不肖中村が、社会労働委員会から派遣されました三名の調査委員と一緒に、長谷川委員が調査団長として現地の調査に当たったのであります。ただいまから御報告申し上げます。調査報告は、調査団がいたしました藤沼調査員が取りまとめておられますので、お手元のパンフレットを配付いたしております。以上取りまとめたものを私が朗読いたします。調査報告にかえさせていただきます。

去る三月十六日未明、福岡県八幡市香月町、大辻炭礦株式会社大辻炭礦において発生した炭鉱火災及び相次ぐ炭鉱災害に関する調査のため、衆議院より派遣された合同調査団の報告を申し上げます。

まず大辻炭礦の災害の状況について申し上げます。災害発生を見た大辻炭礦は、貝島炭礦株式会社より分離したものであり、年間二十万トン程度の出炭を見ており、能率も月産一人当たり十八トン以上の高効率を上げ、坑内の保安状況も保安管理も良好な炭鉱であったのであります。事故の発生は、

三月十六日午前一時半ごろ第二巻却右三平片コンプレッサ室(坑口より約九百三十メートルの地点)で火災が起

こり、これを三月十五日乙方入坑の鉱山労働者が発見したのであります。この報告を受けた瓜生所長は状況を判断し、入坑中の作業員全員を坑外に退避させる一方、二時ごろから、所長以下会社の技術官脳陣が相次いで消火のため入坑し、消火作業に当たったのであります。

関係者の話を総合いたしますと、四時三十分ごろまでは、消火も順調に進み、坑内からの電話連絡によっても、消火は済んだ、お茶をおろしてくれ、

甲方(七時に入坑する作業員)の入坑を三時間おくらせろという瓜生所長よりの命令があり、坑外にいた関係者も事態は順調に進んでいると見て安心してあったところ、五時十分形原工作次

長より直ちに酸素を送送せよとの連絡があり、この連絡を最後にして坑内との連絡は切れたのであります。そこで会社側は五時二十分ごろ、貝島炭礦に救護隊の出動を要請する一方、福岡鉱山保安監督部直方派遣班に連絡をとったのであります。貝島炭礦より派遣された救護隊約二十名は八時に到着しましたが、到着前に、大辻炭礦で編成した救護隊一班は、直ちに入坑し、災害現場に急行したのであります。大根土第二巻却右一片付近で、罹災者二名を発見しましたが、救護隊の酸素不足のため、引き揚げたのであります。引き続き七時二十分ごろ第二回目の救護

隊が入坑し、右部水平坑道を探索しましたが、煙が多く探検困難との報告があったのであります。

この二個班の侵入により、左斜却右りの分岐点付近で通気を制限し、煙とガスを押えようとしたが、勢いが強く作業は意のごとく進まず、そのため、新城下坑に扇風機を設け、煙とガスの排除に努めたが、坑内状況悪化のため、この扇風機の運転を一たん中止し、夜十時第一巻却坑道を粘土等で密閉作業を行なうなど、あらゆる対策をとったのであります。その間、救護隊員中にも二十名以上の中毒者を出たのであります。その後救護本部は、遭難者救援のため種々検討した結果、三月十九日、第一巻却の深部地区を完全密閉の上、左斜却地区のガスを排除しつつ、救護隊を遭難地点に送り込む基地前進法という作戦をとり、迂回してコンプレッサ室に近づく作業を行なったところ、これが成功し、十九日午後より、第一基地、第二基地、第三基地の設定が成功し、二十一日午後七時四十分、二十六名全員の遺体収容を見たのであります。

災害の原因につきましては、ただいま福岡鉱山保安監督部を中心にして調査に当たっておりますので、その結果を待たなければわかりませんが、関係者の話を総合しますと、坑内にあるコンプレッサ室より出火した火災が一部沿坑道の石炭に延焼し、不完全燃焼の際、発生した多量の一酸化炭素に

より中毒死したものと推定されます。災害当日の午後四時ごろ、坑口から百五十メートル付近で〇・二%ないし〇・二%の一酸化炭素を確認しておりますが、一酸化炭素が、〇・〇六%あれば、防毒面がないと、三十分も生存が不可能である事例より見ても、罹災者は、おそらく一酸化炭素の中毒化に気づき、五時十分ごろ酸素の発送を電話連絡後、遭難されたものと推定されます。

今回死去された二十六名の方々は、大辻炭鉱の技術陣の最高首脳部と労働組合の幹部であり、かねてから坑内の保安施設、保安状況を熟知していた人たちであり、従って消防隊の大部分がベテランぞろいであったこと、現場からの樂觀的な状況報告等が重なって、関係者間に、ある程度の気のゆるみが生じたのではなからうかと思えます。しかし坑内火災で遭難死は、大抵い、一酸化炭素によるガス中毒が原因であります。足の早い煙と一酸化炭素の漏れが、この逃げ遅れの原因は、まず、いないというの、山の常識であり、また、遭難された方々の多くがガス・マスクなしで入坑したのは、この点不用意であったのではないかとわけております。

しからば何故コンプレッサ室に火を見たのか、この点については、失火説、モーターの過熱説等明らかでありませんが、大辻炭鉱労働組合の幹部と会見の際、幹部の方から、1、コンプレッサ室の構造に不備があったのではないか。2、コンプレッサ室設置地点が一部沿層坑道にあったからではないか。3、コンプレッサ室にか

なりの重圧があり、上部にある「木のなる」木に燃え移ったからではないか（上部にトタン板が敷き置かれていたようである）等の意見があり、さらに、会社側より、遭難前日、瓜生所長自身が、大辻炭鉱の保安について大體自信がある。ただ、早くコンプレッサ室の「木のなる」木を「コンクリート」の「木」にかえることだけが気がかりだと言っていたと申しあげております。以上労使双方の意見を総合しても、コンプレッサ室の管理に不十分な点があったのではないかと推定されます。

なお二月二十日福岡鉱山保安監督部立花技官より、ポンプ座、コンプレッサ室は防火構造とし、消火設備を補充すべしとの勧告が出されております。しかし、当時のコンプレッサ室の設置箇所及び構造がはたして鉱山保安規則違反であるかどうかは、同鉱が乙種指定炭鉱であるかどうか、にわかには即断できかねるのであります。

大辻炭鉱の災害状況聴取後、福岡に帰り、福岡鉱山保安監督官と会合を持ちました。鉱山保安監督官より、1、保安監督体制強化のため、巡回検査を二名以上でやらしてもらいたい。旅費、手当の改善、予算と定員の増加をぜひ実現してもらいたい。

2、鉱山保安監督官の待遇改善、特に現在、最高の監督官が五等級職にあり、きわめて低い待遇にあるに堪えがみ、すみやかに給与改善方法を考えてほしい。

3、監督行政完壁を期するため、身分の保障と特に一部悪質鉱業権者等よりの暴力等からの危険を排除してもら

いたい。等の点について、強い要望がありました。私たちは、きわめて悪条件のもとで、身を挺して活躍している保安監督官の労をねぎらひ、要望の実現に努力すると申しあげました。その他関係者より意見を聴取いたしました。したが、以上が報告の概要であります。

今回の大辻炭鉱の災害を調査して強く感じましたことは、第一にコスト引き下げを急ぐあまり、ややもすると保安を軽視しがちではないかということとであります。石炭鉱業の合理化に名をかりて、保安をおろそかにすることは、かえって合理化のためマイナスであること、関係者は強く認識すべきであります。

第二に、人命尊重の立場から、もっと関係者は、鉱山保安を重要視すべきであります。地上と異なり、地下における作業は、その特殊環境を考えてみても、保安については、もっと強い関心と責任を持つてほしいと思えます。

特に今回の大辻炭鉱の災害は、坑内火災に起因しておると推定されておられ、前回の上清炭鉱の災害原因をも考慮するとき、消火のための準備について、関係者の考え方が十分でなかった印象を受けたことは、まことに残念であります。

第三に、保安思想の高揚とともに、法律を守る、法律を守らせるルールを確立せしめることであり、これがため、必要とするならば、すみやかに関係法規の整備をはかるべきであると思

いました。石炭鉱業は、わが国経済にとって重要な産業であります。そのためには、今回の災害を契機として、一段と安定し

た石炭鉱業政策の確立をはかるために、すみやかに、鉱業法、鉱山法及び石炭鉱業合理化の抜本的改正が必要であると思うのであります。

最後に、大辻炭鉱において遭難された二十六名の冥福を祈るとともに、負傷者の一日も早い全快を祈るものであります。

炭鉱事故による遭難者は、まことに気の毒であります。どうかこれら遭難者の援護につきましましては特段の御配慮をお願いいたします。

大抵以上私が申し上げたことによつて状況は御判断願えらると思ひます。なお、かいつままで私から申し上げるが、判断をいたしましたことは、今回の遭難の災害の特徴は、作業中の者が遭難を受けました。消火作業に入ったというところになったか。しかも瓜生所長以下二十六名という技術陣が遭難をいたしましたのであります。これは二十六名の人がたが全然防毒マスクをつけて坑内に入つておられません。これが最大の原因であります。ところが、どうして防毒マスクをつけて坑内に入らなかったのかというところを調べてみますと、防毒マスクがわずかに六個しかないというのであります。二十六名の人がたが消火作業に当たった。炭鉱の坑内で火災が発生をいたしました。完全燃焼しておりませんと必ずガスが発生すること、技術陣であります以上はわかるわけでありませう。それにもかかわらず防毒マスクをつけなかったというところは、当然危険が予知される以上、これは軽率な行為であつたということが、調査の結果判断されたのであ

ります。この点に対して指揮命令系統の問題であるとか、あるいは保安関係に対する認識の問題が、一応ここで指摘されなければならぬと思つております。二十六名中わずかに六個の防毒マスクをつけたというところになります。二十名が全然防毒マスクをつけなくて入らなければならぬことになり、一、千名ものたぐさいる山において、わずか六個の防毒マスクしか用意してないということは、保安に対するところの知識というか、保安に対する準備が全然なされていなかったという点が指摘されます。

それから監督におきましても、監督官の人たちと一緒にいっていろいろと話をいたしました際に、炭鉱は炭塵爆発であるとかあるいはガス爆発は起こるけれども、火災は非常に少ない。こういうことから火災に対する消防訓練がなされていなかった。また監督も、火災に対しての指示監督が十分行なわれていなかった。従つて消防器であるとか、あるいはその他の器具器材に対する点検が十分行なわれていなかったというところに、労働組合であるとかあるいは保安監督部であるとか、あるいは会社側と話し合いをいたしまして、私どもの判断としては、一致いたしましたのであります。

以上御報告申し上げましたことによりまして、今回の遭難が、保安に対する、いわゆる火災等の発生をいたした際にどうするか、こういうようなことに対して日ごろの訓練がなされていなかったと同時に、指揮命令系統が徹底をしていなかった。坑内に入りまして二十六名の中には、瓜生所長それから会社側の保安関係の人たち、労働

組合の保安関係の人たち、すべてが

入ってしまつております。そこで坑
外の人たちは、そういう関係者すべて
が入つておるのであるから、命令とい
うものは外から行なわれなかつた。す
べて坑内に入つておる人たちから連絡
があるだろう、命令はむしろ坑内から
なされるであらうというので、外では
ただ坑内のそういう連絡を待つという
ことで、何にも行なつていないとい
うことであります。連絡がとれたあと
で、先ほど報告いたしましたような保
安監督部であるとか、あるいは貝島炭
砒から救援隊を求めて、消火作業ある
いは救援作業に当たつたというような
ことなのであります。

以上申し上げましたことによりまし
て、今回の大辻炭砒の災害の状況が御
判断願ふと思つたのであります。その
他これから先の措置をどうするか、保
安関係であるとか、あるいは監督行政
の問題であるとか、そのようなことを
どうするかということに對してしまし
ても、この報告書の中にはつづつてお
りますけれども、後日合同審査があるよ
うでありますので、その合同審査の中
におきまして、あらゆる角度から検
討審査を加えることにおきまして、
この後の措置をここで見出ししてい
かなければならぬと考へるのであり
ます。

非常にまとまつた御報告をすること
ができませんでしたが、以上御報告申
上げまして、今回の合同調査の結果を
御理解願ひたいと思つたのであります。

(拍手)
○中川委員長 以上で報告は終わしま
したが、もし御質疑等がありますれば
明日の社会労働委員会との合同審査会

で御質疑を願ひたいと存じます。

○中川委員長 次に、機械工業振興臨
時措置法の一部を改正する法律案を議
題として審査を進めます。質疑の通告
がございまして、順次これを許しま
す。田中武夫君。

○田中(武)委員 機械工業振興臨時措
置法の改正について質問いたしたいと
思ふのですが、この法案は、御承知の
ように問題は独占禁止法との関係だ
と思ひます。そこで独占禁止法との関
連についてまずお伺ひをいたしたいと思
うわけですが、今度の改正によりまし
て、まず九条の二を追加するといふこ
とは、「規格の制限に関する命令」とい
うことになつておるが、實際はアウト
サイダー規制命令を発することができ
るやうに改正をしようとしておられる
と思ふのであります。しかもこの違
反に對しては二十一条の二を追加し
まして、三十万円以下の罰金という刑
をもつて臨んでおられます。さらに十
二条の二を追加いたしまして「合併等
の場合の課税の特例」といふやうな見
出しになつておられますが、このこと
において何ら合併についての制限がご
ざいませんから、この論を進めていく
ならば、いわゆるトラスト行為もでき
るやうなもので独占法の十五条との関連
も出てくると思ふわけがございします。

最初、通産省当局から今国会におけ
る提出予定法案を聞いた場合には、こ
の臨時措置法を廃止いたしまして、別
に恒久立法として出す、こゝういふ考
え方があつたやうであります。従つて名
前は改正法になつておられますが、事
実五年の期間を延長するといふことな

く、その内容において大きな変更を来
たしてあります。ただ単に期限立法の
期限が来たから延ばすのだ、こゝうい
ふことでなく内容が相当大幅になり、か
つそれだけ独占禁止法の分野に食ひ
入つてくる、こゝういふ格好になつてお
るのであります。まず最初に公正取引
委員長にお伺ひいたしたいのです
が、この臨時措置法の延期の問題及び
その延期に関連をいたしまして今申し
上げたやうなアウトサイダー規制命
令、あるいはトラスト行為までも含む
といつたやうな改正について、通産省
からどのような連絡を受け、どのやう
な協議をし、そしてそのことに対して
同意を与えられたかといふことをお伺
ひいたします。

また通産省当局の方に対してしまし
ては、最初恒久立法として考へておつた
のを、なぜこゝういふ格好の臨時措置法の
延長にせなければならなかつたのか。
これは独占禁止法との関係でできなかつ
た、それだけあなたの方はやれなかつ
たと思ふのですが、その間のいきさつ
等をお伺ひいたしたいと思ひます。

○佐藤(善)政府委員 機械工業振興臨
時措置法は、機械工業の合理化を目的
とするものであります。国内的に所
得増進計画またこれに伴つて輸出貿易
の振興といふことは、きわめて必要で
あります。そのために機械工業振興臨
時措置法のそろそろ期限が切れるとい
うので今度延長をすることになつたわ
けであります。この機械工業振興臨時
措置法の改正案につきましては、お話
の通り公取といたしまして通産省から
協議を受けたのであります。そこで意
見調整の結果、ただいま提出になつた
やうな案になつたのであります。

そのいきさつについていろいろの点
がありますが、まず御指摘のこれを恒
久立法にするか、期限法にするかとい
ふ問題、この点につきましては、お話
しの通り通産省は初めの考へでは恒久
立法にしたいといふお考への方であ
ります。しかしながらわれわれ独占禁
止法の立場から申しますと、独占禁止
法という法律を恒久的に除外するとい
うことは非常に重大な問題であるの
で、いろいろ折衝の結果、現在臨時法
であるならば臨時法でいいじゃないか
といふので、調整の結果期限延長する
ことになつたのであります。

それから合併の点についてお話があ
りました。合併についても適用除外
という希望があつたのであります。け
れども、この法律は主として機械工業
の製造業または加工業で、目的とする
ところは中小企業を中心であります。
従つて中小企業における合併といふこ
とは、独占禁止法の問題に一定の取
引分野における競争を、實質的に制限
するといふやうな場合が比較的少な
い。従つて例外は設けないのじやない
か。もし例外を設けるといふことにな
れば、一定の取引分野における競争を
實質的に制限する場合が問題になる、
實質的に制限するやうな合併は独占禁
止法の建前から同意しかねる、こゝうい
ふ立場であります。

それから九条の二の規格統一の問題
であります。この規格統一をする場
合には、前提として合理化カルテルの
実施があるわけでありまして、その合
理化カルテルの実施がある場合に、公
取に協議を受けることになつた。な
お合理化カルテルの実施につきま
してはいろいろ制限もございします
ので、それら

の点をあわせて考へまして、規制命令
を出すときに協議しなくても、すでに
その前提であるところの合理化カル
テルの実施について協議を受けるから、
そのときに十分審査できる、こゝうい
ふに考へております。

○始開政府委員 当初恒久立法にした
といふことを考へ、その後臨時立法
に改めまして経緯につきましては、た
だいま公取委員長からお話しのあつた
通りであります。

○田中(武)委員 これがただ単に期限
の延長、期限立法の期限がきたから延
長するといふだけでなく、今言つたよ
うな点の改正がなされて強化せられて
いるわけですね。しかも通産省は最初恒
久立法と考へられておつたやうに、
これは独占禁止法等の関係もあつて、一
応こゝういふ格好で出してこられたが、先
ほど来も云つておられるやうに、所得倍
増計画との関連があるといふことな
ら、経済長期計画は十年であります。
そうすると、今五年延ばした、五年た
てばまた延ばす。結局臨時措置法とい
う名前において、これを恒久化してい
こうといふ考へ方があるやうに思ひま
すが、いかがですか。

○始開政府委員 この法律は御承知の
やうに個々の機械の業種を取り上げま
して、その近代化、合理化を進めてい
く、こゝういふねらいのものでござい
まして、現在の指定業種は二十一業種で
ございしますが、そのうちの三業種につ
いてはすでに目的を達成いたしましたし
て、今回の指定では削除する、こゝう
いふことになつておる次第でございま
して、この合理化、近代化を進めてい
く過程において、ただいま御指摘のこ
ざいましたやうな独占禁止法との関連の

ある事項もあるわけでございますが、この近代化、合理化を進めるという趣旨から申しますと、一々の業種について一定の目標に到達ができましたものは、だんだんはずすということでございますから、必ずしも恒久的にやる必要はないと考えております。

○田中(武)委員 よく脱法行為が問題になるのですが、このことはまさに政府自身が脱法行為をやっておられると私は考えるわけです。それで本法の具体的な問題については、あとでゆっくりお伺いすることにいたしまして、その前提となる公正取引委員会との関係、独禁法の関係について質問を続けていきたいと思っております。

今、公取委員長は、本法でいう合併は中小企業であるから、独禁法十五条でいうところの、いわゆるトラスト、合併には当たらないのである、こういうふうに言われました。なるほど私も中小企業が対象であろうと考えるわけなんです。しかしこの法律の中のとこを見て、中小企業に限るといふことは書いてないわけです。法律の建前からいけば、このことによる大企業の合併、いわゆる取引分野の独占を目ざすところの合併もあり得るわけです。そうするならば、まさに独禁法十五条との関係が出てくるわけなんです。その点いかがですか。なるほど今は中小企業だといっている。われわれも中小企業のための立法であると理解はいたしております。しかしながら法律の中に中小企業という言葉は一つも入っていないのです。そうするならば、やはり大企業の合併もあり得るわけです。そうすると、独禁法の十五条との関係が出てきますが、その点はいかがですか。

○佐藤(基)政府委員 法律的にはお話の通り中小企業とは書いてない、従って大企業も入る、その通りであります。大企業が入る場合には例外規定がないから独禁法でいく、こういう建前でありまして、それで十分この法律の目的は達すると考えております。

○田中(武)委員 これは中小企業に限られていないわけでしょうか。大企業の場合には何が入っているのですか。独禁法の十五条の場合には、いわゆる何々の目的のためにということ制限がでる、こういうわけなんですか。

○佐藤(基)政府委員 独禁法の例外規定を全然設けておりませんので、独禁法に従って処理する、こういうことになります。

○田中(武)委員 十二条の二は合併ではあるけれども、この点は独禁法の例外にはならない、こういうのですか。この点は課税の問題だけであって、この点については独禁法の例外の規定になっていない、こういうことですか。

○佐藤(基)政府委員 さようでございます。

○田中(武)委員 それから今のアウトサイダーのことですが、結局この九条の二は、アウトサイダー規制命令を出し得るということでしょう。そうするならば、やはりカルテル強化、いつも問題になるアウトサイダー規制命令のことになると思うのです。今公取委員長は、合理化カルテルが前提となっておいて、そのときに協議を受けるから大丈夫だ、こうおっしゃるのですが、大体、今までのあなたの方のやり方に対して、われわれは全面的に心服ができません。一応協議を受けるから大丈夫だ、まかせておけといつて

も、今まで公取委員会がやってきたことで、われわれがまかせておけるような状態だったかどうか。そのことを一つ反省していただきたいと思うのです。例をあげたければ幾らでもあります。この前もちょっと申し上げましたが、カルテル行為、共同行為が出た、ところが独禁法の立場から公正取引委員会が調査に乗り出した、そうしたならばそれをやめた、しかしもうすでに値上げなら値上げのことはきまっています。施せられておるわけです。やめたというところは、その値を元に戻したわけではなく、それでもあなたの方不問に付しておる。こういう例は幾らでもあるわけなんです。そこで、独禁法はそういういわゆる排除を目的とする場合もあるろうと思うのですが、同時に、そうではなくて警察的な役割を果たさなければならぬ部分も多いと思うのです。そういう点につきまして、この前も申し上げましたが、公正取引委員会の態度といえますか決意といえますか、これがはっきりしないので、もう少しはっきりしていただきたいと思うのです。

○佐藤(基)政府委員 独禁法は、御承知の通り私的独占とか不当な取引、不正取引、こういうものを排除することとを目的とするのでありますから、今までのいろいろな事件で、そういう事態が起こったという疑いでわれわれの方の調査した場合に、その調査の過程において結論の出ないうちに、事業者が自粛してそういうことをよしたというふうになります。排除の客体がなくなるわけでありまして、客体がなくなつた場合には独禁法の処分を行なうことはできない。しかしながらそれで

はお話しの通りいろいろ問題があるの、われわれといたしましてはこれに関連して嚴重な警告をする、将来を戒めるということをやっております。

なご独禁法に罰則の規定がありまして、この罰則の規定は、ある独禁法の違法状態を発生した後においてこれを排除したからといって、罰則の關係においては排除したということとは情状の問題にはなるけれども、犯罪を構成するかどうかという点においては問題になり得る。それらの点については先般お話ししました通り、私としても個々のケースに応じて善処していきたい、こう思っております。

○田中(武)委員 たとえば新聞の値上げの場合もそうだし、東映ニュースの場合もそうだった。しかし現にそのままだ行なわれておる。私はこの前も申しましたが、独禁法の八十九条で第三條違反、すなわち取引制限の違反の場合なんかは、その未遂罪をも罰するやうな規定になっておる。未遂罪を罰するという法意は、結局排除したからそれでいいんだということではないと思うのです。極端に言うならば、物をとつた、警察に調べられたから返しました、これで窃盗罪が成立しないと同じやうな考え方をあなたも持っておられるのじゃないか、このように考えるからしつこく聞いておるわけなんです。が、しかもこのことについての告発権は、九十六条によつて公取委員の専属権になつておるわけですか。あなたの方がそういう気であれば絶対にこの独禁法というものは守つていけないし、独禁法の目的が達せられないわけなんです。従つてあなたの方がそういうことをやつておるからごらんないよ、毎國

会出てくる法案は、どれもこれもが独禁法緩和に關係のある法律ばかりじゃありませんか。現にこの法案がそうであるとともに、この次に当委員会で大きな問題にならうはずであります。輸出入取引法の改正がまたそうでありまして、当委員会において毎國會独禁法緩和に關係のない法律が出てこなかつたことがありますか。そういうことによつてあなたの方の方は、毎國會ごとに公正取引委員会の分野を狭められてくる、いわば独禁法を骨抜きにされつつあるということが、まだおわかりにならないのかと思うわけです。あなた方は独禁法を完全に実施し、これを守つていく上において、どういふ決意を持っておられるのか、お伺いいたします。

○佐藤(基)政府委員 われわれの立場といたしましては、独禁法の自由、公正な競争といふものを促進しまして、民主的な、健全な経済社会を作り、一般消費者の利益を確保するやうなことを念願しておるわけでありまして、今度の機械工業振興臨時措置法の改正法律案でもあるやうに、独禁法の自由競争原理と他の行政目的、国家目的との調整の問題であるので、独禁法さえよければ國がつぶれてもいいというわけでもないのです。やはりそこにおのずから大きな國家目的から考えた調整ということが考えられる。しかしながら調整といふことで何でもかんでも独禁法のしりを抜かれるといふことは、われわれの立場として國家的の大きな見地から考えても不適当なので、消費者の利益とか関連産業の利益といふことをあわせて考えて、そこに意見の調整を行なつておるやうな次第であります。

○田中(武)委員 なるほどりっぱなことを言われておるが、実際はあなたの方がしっかりしないから、だんだんとあしたに一城、ゆうべに一城くずされてきておるのが今の姿なんです。

それでは具体的な例で申し上げましょう。先日私が取り上げました大和銀行の株式保有の問題なんです、ここで問題にいたしまして直後に、その傍系会社である数島不動産の持つておりました株式を売ったそうです。あなたの方は提訴があつて調査をやつておつたと思うのですが、こういうようなケースのときにどういうようにされますか。十一条を見ますと、関係のところだけ読みます。「その株式を取得し、又は所有してはならない。」となつておつて、九十一條では「第十條第一項前段の規定に違反して株式を取得し、又は所有した者」となつております。だから一回でもいいから持てば——一〇物をこえて持てば即違反である、即九十一條による罰則が適用せらるべき性格のものなんです。今度の場合公正取引委員会は、この事件処理をどういうふうに進められておりますか、現状をお伺いいたします。

○佐藤(基)政府委員 先般申し上げました通り、今月の初めから実現したことに基つて調査をしておりますので、現在調査の段階でありますので、まだ結論まで達しておりません。

○田中(武)委員 申し上げておきますが、すでに株式を放したから、株券を放したから不問といたしますというふうな結論は出さぬでしょうね。

○佐藤(基)政府委員 現在調査中でありまして、調査がまとまつたところ、委員会にかけて結論を出したいと思つております。

○田中(武)委員 公正取引委員会の性格上、準司法的な立場があることをわれわれは理解いたしておりますので、ここでこうしろあしろとは申し上げません。それほどものわりの悪いものでないつもりでおりますので申しませんが、あなたの方の今のやり口から見ると、不問とか何とかいう結論が出されるに思ふわけですね。しかし私はそれをどうしろとは言いません。それはあなたの方で準司法的な立場からやられることです。申しませんが、常に独禁法を守るんだという立場に立つてやつてもらわなければ、あらゆる面においてそういう面が出てきておる。たとえば組合の申し合わせにより何月何日からこれこれの値段を値上げさしていただきますと紙に書いて張る、それは独禁法違反じゃないかといえ、組合の申し合わせというところだけ消す、そうしてあなたの方はこれで排除せられたんだという、ところが、そば代でも散髪代でもみな上がったおる。効果はみな発生しておる。それに対して公正取引委員会は動かない。動けといつたら予算が足りない、人が足りない、こういう。もっと強く、ほんとうに独禁法を守るための予算なり人員を確保するように、あなたは努めなければならぬと思う。なるほどあなたもさつき言つたように、日本経済の発展という大乗の見地から見ても、もちろん公取委として同意し、あるいは協議に應ずる、あるいは適用除外を認めなければならぬというふうなこともあろうと思ひます。しかし一方振り返つた場合に、今日の物価値上げの状態なり、消費者の生活、消費者行政という言葉がこのこ

ろ言われておりますが、その面から見ると場合には、さらに独禁法、公正取引委員会を強化しなければならぬ面も出てきているわけですね。そういうことについてあなたは強化の面について検討したことはありますか、いかがですか。

○佐藤(基)政府委員 独禁法強化の問題であります。強化という具体的なにどういふ趣旨のことをおっしゃるか、ちよつと理解いたしかねますが、私の方といたしましては独禁法がただいまお話しのように十分実施されておらないというふうなお話もありまして、私の方としてはできるだけやつていけるのであつて、法律的には現在において別に改正するということは考えておりません。

○田中(武)委員 この法律が成立いたしましたから二回か三回か改正せられておると思う。それもやはり抜かれておるわけですね。だから最初に比べれば弱くなつておる。だからそれをそのまま戻せというわけではないが、強化ということはそういうことを意味するであらうし、現にこの物価値上げの問題に關連いたしましたもきめ手がない。この間からこの委員会ではいろいろ物価の問題も取り上げた。結局は独禁法の立場から公取が何らかの処置をするより手がないのです。経済企画庁といえども通産省といえども、公共料金、しかも許可、認可を必要とするものはともかくとして、それも結局は通産省も上げることを許しておるわけなんです。一般的な物価の問題、ことに消費者行政という立場から、一番表面に立つてやらなければならぬのはあなたの方なんです。現在の法機構ではそうなつて

おる。そのところをあなたがばやつとしておるから、こういうことになるわけなんです。しっかりしていないんだ。(調査中だ)と呼ぶ者あり)調査中だとか何とか言つて、結局は不問にしたとか何とか言つて、今まではっきり決を出したことはないじゃないですか。しかも審判例から見まして、中小企業に対しての極端なやつは審判が出ております。しかし大企業に對しては、あなたの方は弱腰で、何ら今まで一つもやつたことがないんだ。それでこつとやましく言つておるわけなんだ。この次に当委員会の問題になる輸出入取引法も結局は独禁法緩和、そのことをたどつていくならば、やっぱ消費者に影響を与えるのです。あなたは与えないと言つて、与えておるのを考えていないか、こつと云うのです。が、現在あなたはそういうことは考えていない。しかも政府は、これは一応審議未了となつて、その後撤回といつか、出してこないからあきらめたのか、もしませんが、時期あらば独禁法それ自体を改正しようという動きを、政府は現在持っているのですよ。もう少しあなたがしっかりしてもらわなければ独禁法というものは、ますます骨抜きにせられると思う。

そこでちよつと形が変わつた独占体というものについて申し上げて聞きたいと思ふのですが、これは問題は小さいかも知れませんが、しかしこれも完全なる独占体という格好になるので、一つ意見を聞きたい。

これは国鉄、運輸省に關係があるから一緒に聞いてもらいたいと思ひます。たとえば特急「こだま」でも「つばめ」でもよろしい。あれは停車時間は名古屋で三分、ほかはみな一分、二分です。窓は締まつておる。従つて乗客は車内においてその用を足さなければならぬ。ホームで買ひ物もできないわけですね。そうするならば、「こだま」が走つておる間、「つばめ」が走つておる間は完全に隔離せられたところにいるわけですね。ところが実際の状態を見ておりましたら、あれは一列車十二両編成ですから、そのうち食堂車とビュッフェがあるから、それを除くと十両くらいと思ひますが、八百人から千人は乗つておると思う。一体弁当の数は何ば売つておるのですか。百円と二百円とあるのですが、百円やつが少なく二百円やつが多い。その数が二百ほど。あとの人はいやはや応でもビュッフェなり食堂車を利用しなければならぬということになるわけですね。ところが食堂車に行つてみると、安いものは少ない。結局特別料理、六百円、五百円以上のものを食はされる。これはやはり一つの公正取引の独占の形が現れておる。しかも二十一日の例ですが、私が郷里から上京するときに乗つた汽車ですが、弁当を売りに来たのは午後六時、弁当は六時に売りに来てお茶を持て来ない。売りに来ない。それを催促したら、ようやくぬるいお茶を持てきた。弁当を売るならばお茶を一緒にやらなければ、弁当を買つた人が隣におつたが、お茶もないから飯が食えない。結局水を飲んで飯を食つておつた、こういう状態です。そこで国鉄にお伺いしたいのですが、あれは帝國ホテルとか日本食堂とかがやつておりますが、食堂車に対して特別の權利

金か何かを取るのですか。それから、そういう状態は私は確かに一つの公正取引の独占を構成してゐる。たとえば、物を売りに来るもの、神戸肉を売りに来た。見てみたら神戸のものじゃない。そういうような状態があるのだから、これはどういふふうに監督してゐるか。同時に、そういう状態も、私は一つのその列車の中においては独占体という格好を形成してゐると思うのですが、公取はどう考えますか、お伺いいたします。

○土井説明員 御指摘のありました最初の点の、食堂車の営業を、帝国ホテルとか日本食堂とかに承認してあります。それに対しては、国鉄の内部の規定でございまして、これに對しては行なつておりますが、これに對しては売り上げから一定の歩合を定めて、これを構内営業料金として徴収しております。それから販売品につきましては、これはどういふものを売るかというのを許可事項にしております。

○田中(武)委員 それから何人乗つておつて、弁当を何ば売つてゐるか調べておるか。

○土井説明員 それはその日の状況によつて必ずしも同一でないものであります。ただいま特急におきましては食堂車、ビュッフェのほかにサンドイッチ、すし、それから百円の弁当を売つております。二百円の弁当は売つておりません。おおむねの売り上げ個数は三百と四百の間でございます。

○佐藤(基)政府委員 ただいまの列車食堂のお話、私もこれは個人的にだいが不平を聞いたことがありますけれども、これは今申します通り国鉄の承認によつて、業者が商売するのであります。

す。その承認がいいか悪いか。ことに承認の条件がいいか悪いかということ、今お話の通り批判の余地はあると思ひますが、事実上の独占的なものになつてゐるけれども、これは承認の結果、そういう状態が生ずるのである。業者が自発的にやつてゐるものではないといふふうに考えます。従つて、承認がいいか悪いか、承認の条件がいかに悪いかということ、十分国鉄当局において研究されることと思ひます。

○田中(武)委員 国鉄ですが、私そういうことで調べたのです。二百円の弁当は今売つてないそうですが、最初は売つておつたと思う。買つて食つたことがある。そこでいふゆるサンドイッチ等も込めてきうは何ば用意したかと言つて、二百だと言つた。八百人以上の人が乗つてゐる。しかもどの汽車でも昼か夜か必ず列車内で食べなければならぬやうになつてゐる。ところがそういう状態である。もう少し現場で運賃値上げを今こうしてやかましく言つておるが、運賃値上げの前に、そういうことまで、もっと監督してもらいたいと思ふ。その点いかがです。実際はお茶を売りに来ないんだ。弁当を買つたつて、お茶がないから食えない。なぜ弁当と同時にお茶を売りに来ないか。現実には私は体験したのですが、六時に弁当を売りに来て、八時にお茶がきた。しかもそれは催促してお茶を持ってきたのです。そういう状態について、あなたは知つておりますか。

○土井説明員 まことに御迷惑をかけまして申しわけないと思ひますが、今後そういうことのないように一そう指導をいたしたいと思ひます。なお弁当とお茶を同時に売つようには平生からやかましく言つております。それが励行されていらないことは遺憾に存じますので、再び注意を喚起したいと思ひます。

○中川委員長 ただいま通商産業大臣が御出席になりましたので、この際中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。本案に対する質疑は他にないようでありますので、本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終了いたしました。引き続き本案を討論に付するわけであります。討論の通告がありませんので、これを行なわず、直ちに本案を採決したいと思ひますが御異議ありませんか。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案を採決いたします。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案は賛成の諸君の起立を求めます。

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○中川委員長 次に、昨日本委員会に付託になりました輸出入取引法の一部を改正する法律案を議題として審査に入ります。

輸出入取引法の一部を改正する

目次中「第三章の二 輸入に関する協定(第七條の二)」を「第三章の二 輸入に関する協定(第七條の二、第七條の三)」に、「第五章 輸出入組合(第二十二條、第二十七條)」を「第五章 貿易連合(第二十七條の二、第二十七條の三)」に改める。

第五條第二項第六号中「国内の下に「関係農林漁業者」を加える。

第七條の二の見出しを「輸入業者の協定」に改め、第三章の二中同條の次に次の一條を加える。

(需要者又は販売業者の協定) 第七條の三 需要者又は販売業者は、主として需要者又は販売業者の発注、指示等に基づいて輸入される貨物であつて政令で定めるものについて、前条第一項各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、同項の協定又は第十九條の四第二項の組合員の遵守すべき事項若しくは団体協約をもつてしては当該事由を除去することが著しく困難である場合を除き、通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣の認可を受けて、当該貨物又は類似の貨物を輸入するものの国内取引における購入価格、購入数量、

購入方法その他の購入に関する事項について協定を締結することができる。

第六條第三項、第七條第三項及び前条第二項の規定は、前項の協定に準用する。

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 輸出入調整に関する協定

(協定) 第七條の四 輸出入業者及び輸入業者は、特定の地域における輸入取引及び輸出入取引の実質的制限、特定の地域との通商に関する政府間の取極の実施その他これらに準ずる理由により、当該特定の地域を仕向地として特定の種類の貨物を輸出するためには当該地域の貨物を輸出すること、当該特定の地域を船積地として特定の種類の貨物を輸入すること、当該特定の地域を船積地として特定の種類の貨物を輸入すること、当該特定の地域を仕向地として特定の種類の貨物を輸出することが必

要である場合であつて、当該地域を仕向地として輸出する特定の種類の貨物の輸出取引と当該地域を船積地として輸入する特定の種類の貨物の輸入取引との関係を調整しなければ、当該地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼし、国内の関係事業者又は一船消費者の利益を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、当該事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該地域を仕向地として輸出する特定の種類の貨物と当該地域を船積地として輸入する特定の種類の貨物との種類、価格、数量、品質又は決済条件の調整に関する事項について協定を締結することができる。

- 2 通商産業大臣は、前項の認可の申請に係る協定が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - 一 その内容が前項に規定する事由を除去するため必要な最少限度のものであること。
 - 二 当該地域の輸出業者、輸入業者又は関係事業者の利益を害し、本邦の輸出業者又は輸入業者の国際的信用を著しく害するおそれがないこと。
 - 三 前号のほか、当該地域との貿易の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - 四 第五号第二項第一号及び第四号から第六号までの各号に適合すること。
 - 五 当該協定を締結しようとする輸出業者の当該地域に対する当

該貨物の輸出額が当該地域に対する当該貨物の総輸出額に対し相当の比率を占め、及び当該協定を締結しようとする輸入業者の当該地域からの当該貨物の輸入額が当該地域からの当該貨物の総輸入額に対し相当の比率を占めていること。

3 第六号第二項及び第七号第二項の規定は、第一項の協定に準用する。

第十一号第一項中「以外の輸出組合」の下に「(以下「非出資輸出組合」という。)」を加え、「第三号」を「第六号及び第七号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。

- 二 輸出に関する調査、宣伝、あつせん等に関する海外市場の維持及び開拓
 - 三 輸出すべき貨物の価格、品質、意匠その他の事項の改善
 - 四 輸出に関する苦情及び紛争の処理
 - 五 前各号の事業に附帯する事業
 - 六 前四号に掲げるもののほか、輸出組合の所属員の共通の利益を増進するための施設
- 第十一号第四項中「当該仕向地に輸出すべき当該貨物の生産業者又は販売業者」とを削る。
- 第十五号第一項中「出資輸出組合以外の輸出組合」を「非出資輸出組合」に改める。
- 第十六号第一項中「出資輸出組合以外の輸出組合」を「非出資輸出組合」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第一項の規定により非出資輸出組合が事業年度中途において出資輸出組合に移行する場合における法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定の適用については、当該事業年度開始の日から移行の日までの期間及び移行の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

第十七条を次のように改める。

(非出資輸出組合への移行)

第十七条 出資輸出組合は、定款を変更して、非出資輸出組合に移行することができる。

2 前条第三項から第七項まで並びに中小企業等協同組合法第二十條から第二十二條まで(持分の払戻し)、第五十六條及び第五十七條(出資一口の金額の減少)の規定は、前項の規定による非出資輸出組合への移行に準用する。この場合において、前条第三項中「出資の第一回の払込のあつた日」とあるのは「次条第一項の規定による非出資輸出組合への移行に関する定款の変更について第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一條第二項の認可があつた日」と、「新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなけれ

ばならない」とあるのは「登記を要しなくなつた事項の登記を抹消しなけれ

ばならない」と、同条第六項中「出資の総口数及び出資の第一回の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「次条第二項において準用する中小企業等協同

組合法第五十六條第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証する書面」と、中小企業等協同組合法第二十條第二項中「脱退した事業年度の終」とあるのは「非出資輸出組合への移行の時」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合における所得税法(昭和二十二年法律第二十七條)、法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該出資輸出組合は、当該非出資輸出組合に移行した時に就いて解散したものと同みなす。

第十九条第一項中「第十九條」の下に「(第一項第四号を除く。)」を加え、「第三十五條」を「第三十五條(第五項を除く。)、第三十五條の二に、「第六十二條」を「第六十二條第一項及び第二項」に、「第六十八條」を「第六十八條第一項」に、「同法第三十一條」を「同法第二十八條中「前条第一項」とあるのは「輸出入取引法第十四條第一項」と、第三十一條」に改め、「第六十三條第三項」の下に、「第九十七條第三項」を加え、「出資輸出組合以外の輸出組合」を「非出資輸出組合」に改め、同条第二項中「第十條(出資)」を「第十條第一項から第五項まで(出資)」に改め、「九人」との下に「第十

八條第一項中「脱退することができ

る」とあるのは「脱退することができ

る。ただし、輸出入取引法第十七

条第一項の規定により出資輸出組合

が非出資輸出組合に移行する場合においては、移行の日の前日までに予告し、その移行の時に脱退することができ」と、第二十條第二項中「定める」とあるのは「定める。ただし、輸出入取引法第十七條第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合においては、移行の時に就ける組合財産によつて定める」とを加える。

第十九條の三を次のように改める。

第十九條の三 削除

第十九條の四第二項を削り、同条第一項中「輸入組合は」の下に「前項に定めるもののほか」を加え、「当該貨物と同種若しくは類似の貨物の需要者若しくは販売業者と輸入するこれらの貨物」を「当該貨物と同種若しくは類似の貨物で輸入するもの」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

- 輸入組合は、次に掲げる事業を行なうことができる。ただし、組合員に出資をさせる輸入組合(以下「出資輸入組合」という。))以外の輸入組合(以下「非出資輸入組合」という。))は、第五号の事業を行なうことができない。
- 一 輸入に関する調査、あつせん等輸入に関する海外市場の維持及び開拓
 - 二 輸入すべき貨物の価格、品質その他の事項の改善
 - 三 輸入に関する苦情及び紛争の処理
 - 四 前各号の事業に附帯する事業
 - 五 前四号に掲げるもののほか、

輸入組合の組合員の共通の利益を増進するための施設

第十九条の四第三項中「第一項」を「前項」に改める。

第十九条の五中「第十九条の三に規定する者」を「輸入業者」に改める。

第二十一条及び第二十二条中「特定地域」を「指定地域」に改める。

第二十三条第一項を次のように改める。

輸入組合は、指定地域における輸入取引及び輸取出引の実質的制限、指定地域との通商に関する政府間の取極の実施その他これらに準ずる理由により、当該指定地域を仕向地として貨物を輸出するためには当該指定地域を船積地として貨物を輸入することが必要である場合又は当該指定地域を船積地として貨物を輸入するために当該指定地域を仕向地として貨物を輸出することが必要である場合であつて、当該指定地域を仕向地として輸出する貨物の輸取出引と当該指定地域を船積地として輸入する貨物の輸入取引との関係を調整しなければ、当該指定地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼし、国内の関係事業者又は一般消費者の利益を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、当該事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、定款で定めるところにより、当該指定地域を仕向地として輸出する貨物と当該指定地域を船積地として輸入する貨物との種類、価格、数量、品質又は決済条件の調整に関する事項について組合員の遵守すべき事項を定めることができる。

件の調整に関する事項について組合員の遵守すべき事項を定めることができる。

第二十三条第二項第一号中「前項各号の一に掲げる」を「前項に規定する」に、同項第二号、第三号及び第五号中「特定地域」を「指定地域」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 輸出入組合は、第一項に定めるもののほか、次に掲げる事業を行なうことができる。ただし、組合員に出資をさせる輸出入組合（以下「出資輸出入組合」という。）以外の輸出入組合（以下「非出資輸出入組合」という。）は、第五号の事業を行なうことができない。

一 輸出及び輸入に関する調査、宣伝、あつせん等輸出及び輸入に関する海外市場の維持及び開拓

二 輸出すべき貨物及び輸入すべき貨物の価格、品質、意匠その他の事項の改善

三 輸出及び輸入に関する苦情及び紛争の処理

四 前各号の事業に附帯する事業

五 前四号に掲げるもののほか、輸出入組合の組合員の共通の利益を増進するための施設

第二十五条中「特定地域」を「指定地域」に改める。

第二十七条中「第十四条から第十六条まで、第十八条、第十九条及び第十九条の四第二項」を「及び第十四条から第十九条まで」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 貿易連合

（法人格）

第二十七条の二 貿易連合は、法人とする。

（原則）

第二十七条の三 貿易連合は、次の要件を備えなければならない。

一 貿易連合を構成する者（以下「連合員」という。）の間に於ける輸取出引又は輸入取引における過度の競争を防止し、あわせて連合員の経済的地位の向上を図ることを目的とすること。

二 連合員の議決権及び選挙権は、平等であつること。

（名称）

第二十七条の四 貿易連合は、その名称中に貿易連合という文字を用いなければならない。

2 貿易連合でない者は、その名称中に貿易連合という文字を用いてはならない。

3 貿易連合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

（事業）

第二十七条の五 貿易連合は、貨物の輸出又は輸入及びこれらに附帯する事業を行なうものとする。

（連合員の資格）

第二十七条の六 連合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて、定款で定めるものとする。

一 輸出業者

二 輸入業者

（出資）

第二十七条の七 連合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一連合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。ただし、連合員の数が三人以下の場合には、この限りでない。

4 連合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 連合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて貿易連合に対抗することができない。

（発起人）

第二十七条の八 貿易連合を設立するには、その連合員とならうとする五人以上の輸出業者又は輸入業者が発起人となることを要する。

（設立の認可）

第二十七条の九 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに業務の方法、事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を通商産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 前項の業務の方法には、貨物の購入及び販売の取引条件及び方法を定めておかなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする貿易連合が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第二十七条の三各号の要件を備えていること。

二 設立手続並びに定款、業務の方法及び事業計画の内容が法令

に違反しないこと。

三 事業を行なうために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが困難であると認められないこと。

四 国内の関係農林漁業者、関係中小企業者その他の関係事業者又は一般消費者の利益を不当に害するおそれがないこと。

五 輸取出引又は輸入取引に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限するおそれがないこと。

六 その設立が輸取出引又は輸入取引の秩序の確立に寄与するものであること。

（定款）

第二十七条の十 貿易連合の定款には、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 連合員たる資格に関する規定

五 連合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその払込みの方法

七 出資の総口数

八 経費の分担に関する規定

九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十 準備金の額及びその積立ての方法

十一 連合員の権利義務に関する規定

十二 事業の執行に関する規定

十三 役員に関する規定

十四 会議に関する規定

十五 会計に関する規定

十六 公告の方法

2 前項第一号の事業には、貿易連合が輸出し又は輸入する貨物の種類及び仕向地又は船積地を記載しなければならない。

3 第十五条第二項の規定は、貿易連合の定款に準用する。

(定款又は業務の方法の変更)

第二十七条の十一 定款又は業務の方法の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第二十七条の九第三項の規定は、前項の認可に準用する。

(定款又は業務の方法の変更命令)

第二十七条の十二 通商産業大臣は、定款又は業務の方法が第二十七条の九第三項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、貿易連合に対し、その変更を命じなければならない。

(就業の禁止)

第二十七条の十三 連合員は、貿易連合の定款で定める輸出又は輸入に係る貨物と同種の貨物を当該輸出に係る仕向地と同一の地域を仕向地として輸出し、又は当該輸入に係る船積地と同一の地域を船積地として輸入してはならない。ただし、業務の方法で定めるところにより、貿易連合の委託を受けて輸出し又は輸入する場合は、この限りでない。

(連合員に対する売買義務)

第二十七条の十四 貿易連合は、貿易連合が輸出すべき貨物を連合員以外の者から購入し、又は貿易連合が輸入した貨物の連合員以外の

者に販売してはならない。ただし、総会の議決を経た場合は、この限りでない。

(解散)

第二十七条の十五 通商産業大臣は、貿易連合が次の各号の一に該当すると認めるときは、その貿易連合の解散を命ずることができ

一 第二十七条の十二の規定による命令に違反したとき。

二 定款で定める事業以外の事業を行なつたとき。

(準用)

第二十七条の十六 中小企業等協同組合法第二条(登記)、第四条第二項(住所)、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第十九条(第二項第四号を除く)、第二十条から第二十三条まで(組合員)、第二十七条、第二十八條、第二十九条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで(設立)、第三十四条(規約)、第三十五条(第五項を除く)、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十七條第一項、第三十八條から第四十五條まで(役員等)、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで(總會)、第五十六條、第五十七條(出資一口の金額の減少)、第五十八條第一項から第三項まで(準備金)、第五十九條第一項及び第二項、第六十条第六十一條(剰余金の配当等)、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十六條まで、第六十八條第一項、第六十九條(解散

及び清算)、第八十三條(第二項第三号、第三項及び第四項を除く)、第八十四條から第八十三條まで(登記、第六百四條、第六百五條、第六百五條の四、第六百六條第一項(雜則)、第六百七十五條第二号及び第四号から第七号まで並びに第六百七十五條の二(罰則)の規定は、貿易連合に準用する。この場合において、同法

第十九條第二項第一号中「組合の施設を利用しない」とあるのは「貿易連合と取引をしない」と、同項第二号中「出資の払込、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員」とあるのは「出資の払込み、経費の支払その他貿易連合に対する義務を怠つた連合員又は輸出取引法第二十七条の十三の規定に違反した連合員」と、第三十一條、第三十五條の二、第四十八條、第六十二條第二項、第六十三條第三項、第九十七條第三項、第一百四條、第一百五條、第一百五條の四及び第六十六條第一項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、第五十一條第一項第一号及び第五十三條第一号中「定款」とあるのは「定款及び業務の方法」と、第五十九條第二項中「組合員が組合の事業を利用した分量」とあるのは「連合員が貿易連合となつた取引の額」と、第六十二條第一項第五号中「第六十六條第二項」とあるのは「輸出取引法第二十七条の十五」と、第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合登記簿、中小企業

組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「貿易連合登記簿」と、第六百五十五條の二中「第六條第三項」とあるのは「輸出取引法第二十七条の四第三項」と読み替へるものとする。

第二十八條第二項中「意匠」の下に「その他の取引条件」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十八條の二 前条第五項の規定により同条第一項又は第二項の通商産業省令に係る事務を処理する輸出組合は、当該事務の処理に必要な費用に充てるため、当該仕向地に当該貨物を輸出する輸出業者から、政令で定める範囲内において、負担金を徴収することができ

2 輸出組合は、前項の規定により負担金を徴収しようとするときは、政令で定めるところにより、負担金の額及び徴収の方法を定め、当該事務の処理に関する計画及び収支予算を添えて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 輸出組合は、第一項の負担金及びこれを運用した場合に生ずる利子に係る経理については、政令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

4 中小企業等協同組合法第五十五條の規定は、第一項の規定により負担金を納付した輸出業者について準用する。この場合において、同条中「行政庁」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替へるものと

する。

5 前四項に定めるもののほか、第一項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九條第一項中「前条第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第二十八條第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十九條の二 通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣は、第五條の三第一項の認可を受けて協定を締結している生産業者又は販売業者が販売した当該貨物の当該仕向地に対する輸出額が当該貨物の当該仕向地に対する総輸出額に對し相當の比率を占めて

する場合において、その協定をもつてしては輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去することが困難であると認めるときは、第二十八條第一項若しくは第二項若しくは前条第一項の通商産業省令又は他の法令の規定による措置をもつてしても輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められる場合に限り、政令で定めるところにより、通商産業省令で、当該貨物に輸出すべき当該貨物の国内取引における価格、品質、意匠その他の取引条件又は数量について生産業者又は販売業者の遵守すべき事項を定めることができる。

2 第二十八條第三項の規定は、前

項の場合に準用する。
第三十条第一項中「第十九条の四第一項」を「第十九条の四第二項」に改め、同条第二項中「価格」の下に「品質その他の取引条件」を加える。

第三十一条第二項を削り、同条第一項中「同項各号の一に掲げる」を「同項に規定する」に、「特定地域」を「指定地域」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

通商産業大臣は、第七条の四第一項の認可を受けて輸出業者及び輸入業者の協定が締結されている場合において、その協定をもつてしては同項に規定する事由を除去することが困難であると認めるときは、当該事由を除去しなければ当該特定の地域を仕向地として輸出する特定の種類の貨物の輸出取引及び当該特定の地域の船積地として輸入する特定の種類の貨物の輸入取引の秩序の確立を著しく害し、又は当該特定の地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合に限り、政令で定めるところにより、通商産業省令で、当該特定の地域を仕向地として輸出する特定の種類の貨物と当該特定の地域の船積地として輸入する特定の種類の貨物との種類、価格、数量、品質又は決済条件の調整に関する事項について輸出業者及び輸入業者の遵守すべき事項を定めることができる。

第三十一条に次の二項を加える。
第三十二条第二項から第四項ま

で及び前条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。
4 第二十八条第二項から第六項まで及び前条第二項の規定は、第二項の場合に準用する。

第三十一条中「前条第二項」を「前条第四項」に、「前条第一項」を「前条第二項」に改める。
第三十二条の二第一項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第四項」に改める。

第三十三条第一項中「若しくは第七条の二第一項」を「第七条の二第一項、第七条の三第一項若しくは第七条の四第一項」に、「又は第十一条第二項」を「若しくは第十一条第二項」に、「第十九条の四第一項」を「第十九条の四第二項」に改め、「団体協約」の下に「又は第二十七条の九第一項若しくは第二十七条の十一第一項の認可を受けて定めた業務の方法」を加え、同項第二号中「(第七条の二第三項(第十九条の四第三項)において準用する場合を含む。、)第十一項第五項又は第二十三条第三項において準用する場合を含む。、)第三十五条を除き、以下この章において同じ。」を「(第七条の二第三項(第十九条の四第三項)において準用する場合を含む。、)第三十五条を除き、以下この章において同じ。」に改め、同条第二項中「又は組合員」を「、組合員」に改め、「団体協約」の下に「又は業務の方法」を加える。
第三十四条第一項中「第七条の二第一項」の下に「第七条の四第一項」を加え、「第十九条の四第一項又は第二十三條第一項」を「第十九条の四第二項、第二十三條第一項、第二十七條の九第一項又は第二十七條の十一第一項」に改め、同条第二項中「又は第三十二條の六第一項の認可」を「、第七條の三第一項若しくは第三十二條の六第一項の認可をしようとするとき、又は第二十九條の二第一項の通商産業省令、当該貨物についての主務省令の制定若しくは改廃」に改め、同条第三項中「若しくは第六條第一項若しくは第二項」を「、第六條第一項若しくは第二項若しくは第二十七條の十二に改め、同条第五項中「第三十一條第二項」を「第三十一條第三項又は第四項」に改め、「第三十一條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第七項中「又は販売業者」を「若しくは販売業者」に改め、「協定」の下に「又は需要者若しくは販売業者が第七條の三第一項の認可を受けて締結した協定」を加え、同条第九項中「第七條の二第一項の認可を受けて締結した協定又は輸出組合」を「第七條の二第一項の認可を受けて締結した協定若しくは輸出業者及び輸入業者が第七條の四第一項の認可を受けて締結した協定若しくは輸出組合」に、「第十九條の四第一項」を「第十九條の四第二項」に改め、「認めるとき」の下に「、又は貿易連合の発起人若しくは貿易連合が第二十七條の九第一項若しくは第二十七條

の十一第一項の認可を受けて定めた業務の方法が、第二十七條の九第三項第四号若しくは第五号に適合するものでなくなつたと認めるとき」を加え、「第六條第一項又は第二項」を「第六條第一項若しくは第二項又は第二十七條の十二」に改め、同条第十項中「又は販売業者」を「若しくは販売業者」に改め、「協定」の下に「又は需要者若しくは販売業者が第七條の三第一項の認可を受けて締結した協定」を加える。

第三十五条第一項中「若しくは第十九條の四第一項」を「第十九條の四第二項、第二十七條の九第一項、第二十七條の十一第一項若しくは第二十七條の十六において準用する同法第六十三條第三項」に、「若しくは第十八條(第十九條の六において準用する場合を含む。以下同じ。）」を「第十八條(第十九條の六において準用する場合を含む。以下この項において同じ。、)第二十七條の十二若しくは第二十七條の十五」に、「若しくは第十九條第一項」を「第十九條第一項」に、「第六十三條第三項の認可」を「第六十三條第三項、第二十七條の九第一項、第二十七條の十一第一項若しくは第二十七條の十六において準用する同法第六十三條第三項の認可」に、「第十八條、第二十七條の規定」を「第十八條、第二十七條の十二若しくは第二十七條の十五の規定」に、「又は輸入組合の組合員たる輸入業者」を「、輸入組合の組合員たる輸入業者又は貿易連合」に改める。

第三十七條中「第十九條の三」を削り、「又は第三十一條第二項」を「第三十一條第二項において準用する場合を含む。、)を(第三十一條第三項又は第四項において準用する場合を含む。、)に改め、「第三十一條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条に次の一項を加える。
2 通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣は、第二十九條の二第一項の通商産業省令、当該貨物についての主務省令の制定又は改廃をしようとするときは、輸出入取引審議会に諮問しなければならない。

第三十八條第一項中「第六條第一項(第十一條第三項において準用する場合を含む。若しくは第二項(第七條の二第三項(第十九條の四第三項)において準用する場合を含む。、)第十一條第五項又は第二十三條第三項において準用する場合を含む。、)又は第十八條(第十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む。、)を(第六條第一項若しくは第二項、第十八條(第十九條の六又は第二十七條の十二又は第二十七條の十五)に改める。
第三十九條第一項中「第三十一條第二項」を「第三十一條第四項」に改める。
第四十條第一項中「輸出入組合」の下に「、貿易連合」を加え、同条第二項中「又は販売業者」を「若しくは販売業者又は第七條の三第一項の認可を受けて協定を締結している需要者若しくは販売業者」に改める。
第四十一條中「又は輸出入組合」

を「輸出輸入組合又は貿易連合」に、「若しくは輸出輸入組合」を「輸出輸入組合若しくは貿易連合」に改める。
第四十一條の二第二項中「第三十一條第二項」を「第三十一條第四項」に改める。

第四十二條中「若しくは第二十八條第四項（第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第二項）において準用する場合を含む。」の規定による命令」を「第二十八條第一項、第二項（第三十一條第三項又は第四項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第二項）において準用する場合を含む。」に改める。
第四十三條中「若しくは第二十八條第四項（第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第二項）において準用する場合を含む。」に改め、同条第三項中「又は第三十一條第五項又は第三十二條第三項において準用する場合を含む。」を「同条第二項（第七條の二第三項（第十九條の四第三項）において準用する場合を含む。）第七條の四第三項、第十一條第五項又は第二十三條第四項において準用する場合を含む。」若しくは同条第三項（第七條の三第三項において準用する場合を含む。）に改め、同条第三項中「（第十九條の六又は第二十七條の下に「若しくは第二十七條の十六」を、「第二百五條の四」の下に「若しくは第二十八條の二第四項において準用する同法第二百五條第二項」を加える。第四十六條中「又は輸出輸入組合」を「輸出輸入組合又は貿易連合」に改め、（第十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む。）の下に「又は第二十七條の十六」を加える。

附則

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二條 この法律の施行の際現に存する出資輸出組合、出資輸入組合又は出資輸出輸入組合（以下「出資輸出組合等」という。）が、この法律の施行の日から起算して一年以内、この法律による改正後の輸出入取引法（以下「新法」とい

う。）第十七條第一項（第十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む。）の規定により非出資輸出組合、非出資輸入組合又は非出資輸出輸入組合（以下「非出資輸出組合等」という。）に移行する場合においては、同条第三項（第十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合において、当該移行に際し、当該出資輸出組合等が当該組合の組合員に係る持分の贈与を受けたときは、当該非出資輸出組合等への移行の日を含む事業年度の所得に対する法人税法の規定の適用については、当該贈与を受けた持分の価額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入しない。

3 前項の贈与をした組合員の当該贈与をした日を含む年又は事業年度の所得の計算については、当該贈与をした持分の価額は、個人にあつては当該持分に係る出資の金額、法人にあつては当該持分に係る帳簿価額による。

4 第一項に規定する場合において、出資輸出組合等が事業年度の中途において非出資輸出組合等に移行したときにおける法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該組合の事業年度は、その移行の日を終了し、これに続く事業年度は、その移行の日の翌日から開始するものとする。

5 法人税法第五條第一項第四号及び地方税法第七十二條の五第一項第四号の規定は、第一項に規定す

る場合における非出資輸出組合等については、当該移行の日の翌日から開始する事業年度分の法人税及び事業税から適用する。

第三條 この法律の施行の際現にその名称中に貿易連合という文字を用いている者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。

2 新法第二十七條の四第二項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には適用しない。

（商工組合中央金庫法の一部改正）
第四條 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合又ハ貿易連合」に、「又ハ環境衛生同業組合」を「環境衛生同業組合又ハ貿易連合」に改め、同条第四項中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に改める。

第七條第一項に次の一号を加える。

七 貿易連合（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三十人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

第二十七條第一項ただし書中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に改める。

第二十八條第一項第六号中「若ハ環境衛生同業組合連合会」を

「環境衛生同業組合連合会若ハ貿易連合」に改め、「此等ノ構成員」の下に「次条ニ規定スル法人」を加える。

第二十八條ノ三を第二十八條ノ四とし、第二十八條ノ二中「前条第三項」を「第二十八條第三項」に改め、同条を第二十八條ノ三とし、第二十八條の次に次の一條を加える。

第二十八條ノ二 輸出ニ関シ所属団体ノ構成員ノ共通ノ利益ヲ増進スル為必要ナル施設ヲ行フ法人（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ガ主トシテ所属団体又ハ其ノ直接若ハ間接ノ構成員タルモノニ限ル）ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ前条第一項第一号項乃至第四号ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ所属団体ト看做ス

第二十九條第一項第三号中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に、同項第四号中「若ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に改める。

（所得税法の一部改正）
第五條 所得税法の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「非出資組合である商工組合及び同連合会」の下に「非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」を加える。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）
第六條 この法律の施行の際現に存

する非出資輸出組合等が、所得税法第四十一条第一項の規定により、この法律の施行の日前に徴収されるべきであった所得税については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正)

第七条 法人税法の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「非出資組合である商工組合及び同連合会」の下に「非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出組合」を加える。

第九条第七項中「輸出組合、輸入組合、輸出組合」を「出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出組合」に改める。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の法人税法第五十一条第四号の規定は、この法律の施行の際現に存する非出資輸出組合等については、この法律の施行の日以後開始する事業年度分の法人税から適用し、この法律の施行の日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行の日が当該非出資輸出組合等の事業年度の中途であるときは、当該非出資輸出組合等の事業年度は、この法律の施行の日の前日に終了し、これに続く事業年度は、この法律の施行の日から開始するものとする。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第九条 中小企業団体の組織に関する

る法律(昭和三十三年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「この号」を「この項」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 組合員が生産又は販売をする資格事業に係る物であつて輸出すべきものの販売価格又は加工賃の制限

第十八条第一号、第三十二条第一号、第五十六条及び第五十七条中「第七号」を「第八号」に改める。

第九十条第一項中「第六号若しくは第七号」を「若しくは第六号から第八号まで」に改める。

理由

最近におけるわが国の貿易の実情に即応して、特定の場合には需要者等が輸入貨物の国内取引における購入に関する事項について協定を締結することができることとし、特定の地域との輸出入取引及び輸入取引の関係を調整する必要がある場合には輸出入業者及び輸入業者が輸出入の調整に関する協定を締結することができることとする。貿易連合の制度を設けて輸出入業者又は輸入業者が連合して輸出入取引又は輸入取引を行なうことができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中川委員長 まず趣旨の説明を聴取することにいたします。通商産業大臣

椎名悦三郎君。

○椎名國務大臣 ただいま議題となりました輸出入取引法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

現行輸出入取引法は、昭和二十七年九月輸出入取引法として施行され、その後昭和二十八年八月輸出入取引法に改正され、さらにその後二回の改正を経て今日に至っております。その間輸出入取引法は、輸出入取引における秩序の確立についての基本法として、多大の役割を果たして参つてきたのであります。

しかしながら最近における世界貿易の情勢を見ますと、諸外国においては、依然としてわが国の一部商品の急激な進出が問題とされ、輸出入取引秩序の確立のための施策がますます強く要請されていくのであります。さらに今後わが国の貿易の自由化が進捗して参るのに伴ひまして、一部商品については輸入競争の激化が予想され、その対策を整備する必要性に迫られます。この間に、低開発諸国との貿易促進のために、これらの国からの物資の買付を民間の協調体制のもとに進める必要性も増大して参つております。これらの諸情勢に即応いたしまして、この改正案を提案した次第であります。

次に改正の主要点につきまして御説明いたします。

第一は、輸出入貨物の国内取引に関する生産業者等の協定に対する政府規制の規定の新設であります。

現行輸出入取引法におきましては、生産業者等の輸出入貨物の国内取引に関する協定につきましては、輸出入業者の協定の場合とは異なりまして、アウト

サイダーを規制する規定を欠いておりましたが、一部仕向け地につきましては対日輸入制限運動が激しくなる傾向にあり、わが国としても輸出入取引秩序の確立のための体制を整備することがますます肝要とされております。従つて輸出入取引における過当競争の原因が国内の生産分野等に存する場合には、必要に応じて生産業者等の協定につきましてもアウトサイダーを規制することができようとし、輸出協調体制の確立につき万全を期せんとするものであります。

第二は、輸入貨物の国内取引における購入に関する事項についての需要者等の協定の規定の新設であります。

現行輸出入取引法におきましては、相手国の売手独占等によるわが国の高値買ひ等の弊害を除去するために、輸入業者の段階において協定その他の共同行為を行なうことが認められております。しかしながらわが国の輸入取引におきましては、国内の需要者等が輸入取引の内容を実質的に左右している場合が多く見られる実情にかんがみまして、輸入業者による共同行為によつてもなお前述の弊害を除去することが著しく困難である場合には、きわめて厳重な制限のもとにおいてではあります。需要者等が輸入貨物を購入する場合の国内取引について協定を締結することができるようになることが、これからはぜひ必要であると考えまして、この点に関する規定を設けました。

第三は、輸出入調整に関する輸出入業者及び輸入業者の協定の規定の新設であります。

従来低開発諸国との貿易においては外貨資金割当制度によってある程度割

高な物資の買付を行なつて、わが国の商品の輸出を容易にできた例が少なくないものであります。貿易の自由化の進展に伴ひ政府においてかかる措置をとることは次第に不可能となるにつつあります。今後は貿易業者間の自主的な話し合いによりこれら低開発諸国との貿易の維持拡大をはかることが必要でありますので、輸出入の調整に関する輸出入業者及び輸入業者の協定に関する規定を設けることといたしました。

第四は、貿易連合の制度の創設であります。

中小の貿易商社が連合して、貿易取引を行なうというところは、貿易取引の秩序の確立という観点からも、また、中小貿易商社の健全な発展のためにも必要であります。現行法令における諸制度をもつては所期の目的を達成することが困難と考えられますので、今回連合して貿易取引を行なう貿易業者の団体に、貿易連合という名のもとに新たに法人格を賦与し、その助長をはかることとし、所要の規定を設けることといたしました。

右のほか、今回の改正案におきましては、輸入組合の設立を容易にすること、輸出組合、輸入組合等の事業内容を明確にし、非出資組合を非課税法人にすること等若干の改正を行なうこととしております。

以上の改正によりまして、関係業界の協力と相俟つて、わが国貿易の秩序ある発展が期待されるものと深く確信いたしております。御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○中川委員長 以上で趣旨の説明は終

わかりましたが、本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○中川委員長 再び機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

質疑を続行いたします。田中武夫君。○田中(武)委員 引き続き国鉄にお伺いしたいのですが、先ほど、売り上げの中から歩合を何%か取っておる、こういうことでありますが、それは一体売上高の何%ということになっておるのか。

それから食堂と車内販売を同じ業者がやっておる、同じ業者がやっておるところに私は問題があると思う。弁当は言いわけ的に安いものを売っておいて、そうしてそれが足らなければ、先ほど言ったように、六時間半という間は外界と遮断をされておる、いやがおうでも食堂なりビュッフェに行つて、高いものを食わなければならぬ、ここに私は不正な取引があると思う。だから食堂と車内販売を別にする、そうすることによって、私はそういうような弊害がなくなるのではないかと思うのです。

それから一体乗客に対してどの程度の——私がたまたま聞いたときにはサンドイッチ、弁当その他を売を入れて二百だ、こう言っておる。大体どの程度のものを売っておるのかということ、後はどう調べて知らしてもらいたいと思う。

それから帝國ホテルとか日本食堂とかという特定なものにやらしておるから、そこにどうしても独占の座にあぐらをかくという状態が起こるのです。

大体食堂へ入つても、サービスは過剰なほど親切なところもあるかと思えば、抜かしておるところもある。かと思えば、ともかく安いものはほんの言いつけにしか持っていない。そして行ってみると、もう安いのはありませんというので、スペシャル料理、特別料理の六百何百ですか、あれを食わなければならぬというはめに陥れられるわけです。今日の日雇い等の日給は幾らであるか考えてもらいなさい。汽車の中で弁当を食うのに、そういう労働者の一日分の賃金以上のものを食わされておる。しかもそれがいい材料かといえは、決してよくない。これは国鉄があまりにも特定の業者に権利を与え過ぎておると思うのです。そういう点についてどういうように改正なり検討を加えようとしておられるのか。

それともう一つは、一度監督の立場にある人が乗つて、どういふことをやっておるか見なさい。そういうことを要望いたします。

質問と要望を兼ねまして……○土井説明員 食堂車の売り上げに對します国鉄がとっております営業料金は、売り上げの三・五%であります。

それから次に、御指摘いただきました食堂車の営業と車内におきます弁当の営業を別にしたらどうかというお話でございますが、われわれの方もそういうふうなサービスの仕方もある一つのあり方として考えられるわけでございます。三月一日からそういうやり方を、一部の列車において施行しております。

それから特急等におきまして販売しております弁当、サンドイッチ類につきましては、後刻御報告いたしたいと思

います。それから日本食堂あるいは帝國ホテルのサービスにつきまして種々の批判を受けております。またいい悪いという話がございます。われわれもこれを指導しまして、旅行者から真に喜ばれるものを安く提供するようにしていきたいと考えております。

○田中(武)委員 これ以上は申しませんが、一応そういうような点を検討せられて、現に監督の任にある人が、一応監督的に乗つて見てもらいなさい。先ほど言ったように、弁当を六時に売りにきて、お茶をいつまでたつても持つてこないから、八時にしびれを切らして催促したら、ようやく持つてきた。その間にコーヒーは二回売りにきたんです。そういう状態です。だから一べんよくごらんになったらいと思

う。それから、なるほど名産物の車内販売もけっこうですが、わざわざアナウンスで神戸肉のみをさげとやっておる。よくつかまえて見たらそれは大阪製品です。私は兵庫産だから、ちよつと神戸肉の看板をとられたというような感じを受けたんですが、そういうような点もよく検討する必要があると思

います。もっと申したいんですが、これはあらためて、運賃でも片づいてゆつくりしたときに、運輸へも行つたときに申し上げることにして、本題へ戻りたいと思ひます。国鉄はけっこうです。

○遠藤委員 こんでもないところで発言するようですが、今の議論は非常に大事な議論だと思ふ。これは汽車を利用しておる大衆もみんな同じ感情を持っておると思ふ。今の車内の問題も

さることながら——そういう問題も確かにあると思うのです。同時に、駅の弁当なんかの問題についても非常に弊害があります。何か一駅一店主義とかいいまして、その一店が独占の上にあらうをかくて——運輸省は監督しているでしようけれども、監督なんかそういつてもやれるものではない。ちよつと見ていったときには、いいものを出すかも知れぬけれども、ちよつと目を離しておると非常に粗雑なものを高く売つたりしておる。しかも非常にサービスが悪い。あれは私は二店主義にしたらいんじゃないかと思ふ。競争したらいいじゃないかと思ふ。どうしても一店の独占を守つておるわけですね。そこに非常に弊害が出てくる。これは私は前から考へておつて、一般の大衆からしよつちゅう小言を受けておつたことであります。今田中議員の質問は笑ひごとじゃないのです。これは、国鉄は国鉄一家とかなんとかいって、独占の上にあらうをかくて、非常に問題を包蔵しておる問題がたぐさんあります。ですからこれは一つまじめに取り上げてやつていただきたい。そうして大衆のためにほんとうに奉仕する国鉄だというふうになつていただきたい。

ややもすると独占の上にあらうをかくて、こんでもないことをやっておる。もう憤慨にたえないようなことをやっておりますから、特に御注意を願ひたいと思ふ。

○中川委員長 土井さん、何か御発言はないですか。

○土井説明員 駅におきます弁当の販売店といひますか、調製しておる店が一駅一店の駅も、御説のごとくござい

ます。また二店以上ございます場所もあるわけでございます。はなはだしく多いところは三店以上ございまして、みなが立ちいかないというふうな例の場所もございまして。一駅一店という場所も御説の通りあるわけでございます。これらが、国鉄の許可に甘えまして、品質の悪いものを出すようなことがないよう、弁当につきましましては抜き打ち検査その他を特に励行するように、年次指示をしております。また検査は十分に行なつておると思つております。なお至らない点がございしましたら、これを直すことにやぶさかでないと思ひます。今後ともよりい、より安い弁当を調整し、旅客に喜ばれるようなサービスを提供するように努力をしたいと思います。

○田中(武)委員 今遠藤委員も言われたが、僕は「こだま」の特急の中のことを言つたけれども、ホームも同じような状態なんだ。僕は一べん、大阪から東京までの各駅の弁当を買つてきて、運輸委員会で原価計算をしてみようかと考えたことがあるくらいです。だからこういう点を再検討してもらふことを強く要望いたしておきます。

本題に戻りますが、機械工業振興臨時措置法の改正趣旨説明の第一番に、改正の目的として、機械工業は、国民経済の高度成長をなす産業として、所得倍増計画中においても、今後の発展が期待される産業である、こういうふうな言つておるわけです。先ほどちよつと触れましたが、今五年延長ということなんだが、所得倍増計画との関係を考えて場合には、これは一方は十年だ。そうすると、五年たつた後にまた五年というふうな出し方をされるのかどうか。これは当初提案された

分に譲じておる、こういうふうな考え
ております。

○田中(武)委員 なるほど、今言われ
たように開銀で七十億、中小企業金融
公庫で三十億、合わせ百億、これは過
去五年間の合計百十二億に比べるなら
ば、なるほど多いと言えらるると思
う。しかしこれだけでも十分に果たせ
ないと思う。今言われたように、外国
輸出入銀行からの約九十億、こういう
ものもあると申しますが、これは金
利が今までは六分五厘だったのが、こ
こは金利は未定になっておるけれど
も、金利なんかはどうなっているの
ですか。

○佐橋政府委員 現在大蔵省と折衝中
でありまして、最終的には確定いたし
ておりませんが、大体金利の問題につ
いては、実質七分五厘程度ということ
で、最近の機会に話の結末が出るの
じゃないか、こういうふうな考えでお
ります。

○田中(武)委員 僕は未定となつてお
るのは六分五厘より安くなるので未定
と書いておると思ったのです。そうす
るとまた一分上がるのです。大体の
情勢は金利は引き下げられる傾向に向
かっておるわけなんです。一分上げる
のですか。

○佐橋政府委員 一分上がる予定に考
えております。

○田中(武)委員 これは今までより安
いのが、ことしからの方向だと思
う。金利は一般的に下がるのです
よ。六分五厘が七分五厘になること
で大体了承の線に達しております。と
いうような、そんなのんきなことを
言わずに、六分五厘より安くなるよ
うに努力してもらわなければ困ると

思う。

○佐橋政府委員 その点につきまして
は御指摘のように大いにがんばったつ
もりであります。財政投融資の資金
コストの面、その他からのいろいろの
要請もありまして、資金量が飛躍的
にふえる機会にということ、大体
大蔵省との間では、不満ではありま
すが現行よりも約一分程度の値上げ
になる、こういうふうな考えでござ
います。

○田中(武)委員 通産省の局長の中
でも一番心臓の強い重工業局長です。大
蔵省の言うなりにならずに、もう
少しがんばってもらうように一つ希望
しておきましょう。この改正の新旧対
照表をずっと見ておきますと、現行法
では「合理化基本計画」というよう
になっておる。ところが今度のものでは
この「合理化」という言葉が全部抜けて
おる。ただし第一条の目的の合理化の
ところだけは入っているが、そのほか
は全部抜いて「基本計画」となってい
る。これは、「合理化基本計画」とい
うのを全部抜いて「振興基本計画」と書
いたところに、何か特別な意味がある
わけですか。目的の第一条にはやはり
「合理化」という言葉を使っている、
二条以下はこの改正案では「合理化」
という言葉は、全部抜いてあります。改
正のところは大体その関連が多いと思
うのですが、その点はいかがですか。
特に「合理化」という言葉を抜いて、「振
興」とか、あるいは「基本計画」とし
たというのは、特別の理由があるの
ですか。

○佐橋政府委員 現行のは「合理化基
本計画」というふうになっておりまし
て、今度の改正法では「振興基本計画」

こういうふうな改めたわけでありま
す。と申しますのは、基本計画に盛り
込みます内容が、従来の法律よりも範
囲が拡大されて、単に合理化ばかり
でなく、所得増進計画に見合せて、
輸出の目標とかいうことも織り込み
ました関係上「合理化計画」だけでは、
やや狭いというふうな感じがいたしま
したので、「振興」という文字に書きか
えたわけでありまして。

○田中(武)委員 そうすると、「合理
化」から「振興」へと一段と飛躍し
た、こういうことだと思ふのです。一
条の方はこのままでいいですか。一
条は現行法と別に変わりないわけ
ですか。

○佐橋政府委員 一条の目的は非常に
一般的にうたつておりまして、合理化
を促進して機械工業の振興をはかり、
国民経済の発展に寄与する、こういう
ことでありますので、この一条の目的
自身をいじる必要はない、こういう
ふうに考えたわけでありまして。

○田中(武)委員 そうすると、法体系
からいえば、合理化と振興というこ
とならば、そのあとにくるところの基
本計画でも「合理化」と「振興の計画」
というようにせぬと、体系上合わない
と思ふが、違ふのですか。

○佐橋政府委員 基本計画の中には合
理化と振興と両方とも入って、各項目
について、政府として審議会の議を経
て計画を作るわけでありまして、
別々にする必要はない、こう考えてお
ります。

○田中(武)委員 「合理化」というこ
ろが全部「振興基本計画」、こういう
ふうに変つておるので申し上げたので
すが、最後に公正取引委員長にお伺い

いたしますが、本法の十一條で、通産
大臣と協議することになっておる。こ
の協議の問題で、たしかこの法案が五
年前に出たときには、「同意」か「協議」
かで、だいぶ争ったことがあったので
すが、過去この法律の運営にあたりま
して、公正取引委員会との協議とい
うことはどういうふうになされた、そ
してまた協議ということ運営の上にお
いてあまり支障はなかったかどうか、
それを公正取引委員長に聞くと同時に、
通産省の方へは同じことをお伺いす
るわけですが、この協議の方はどうい
う観点からなされたのか、そして
過去の具体的な例において、協議とい
う点において何かトラブルはなかつ
たか、そういうことをお伺いいたし
ます。

○佐藤(善)政府委員 この法律に基づ
く協議は銀行プレスに関するものが一
件あっただけであります。しかしその
内容につきましては、意見の調整の結
果、協議に応じております。

○田中(武)委員 指定は十九品目でし
たかね。現在はそれのうち共同行為とい
うところまでいったのは一件だけで、
こういうことですか。

○佐橋政府委員 現在までこれに類す
る事項は二件あるわけでございますが、
本法による指示カルテルで、公取
と協議をしたのは、ただいま公取委員
長から御説明があったようにプレスだ
けでありまして、ベアリングの例があ
ります。これは独禁法による合理化
カルテルでございまして。

○田中(武)委員 それじゃ別に協議
ということと支障はなかった、こ
れは両方ともお認めになるわけです
ね。公正取引委員長、どうですか。同

意まで持っていかななくてもいいで
すか。

○佐藤(善)政府委員 これはほかの法
制との関係もありますので、現行法が
できたものと思ひますが、ただいまの
ところは、これでけっこうだと思ひ
ます。

○田中(武)委員 ほかの法制との関係
があると言ふけれども、そこを言つて
いるのですよ。前がこうだからとい
うことでなくて、同意してもらわな
ければならぬものがあるというならば、
同意でがんばりなさいよ。同意にする
ということが、先ほど来言っている公
正取引委員会がちゃんとする一つの根
本原因にもなるというか、て入れに
もなるわけですね。前が協議だから今
度も協議でけっこうです、こういう
態度では弱過ぎると思ひます。この法律
だったか、どなたか忘れたが、公取の
協議を同意に修正するということで、
この委員会では私ががんやりおつた
ことが四、五年前にあったと思ふの
です。そういう点で、先ほど来言つて
いるように、今後も通産省から出して
くる法律の中には、独禁法を緩和して
その適用除外をしていくというふうな
法律が多いと思ひます。いや通産省
だけではない、運輸省からも出てくる、
あるいは厚生省からも出てくる、こ
ういう状態にあつて、四面楚歌の中
に、きぜんたる態度で公取は臨んで
いただきます。きょうはこの程度に
おしましよ。

○内田委員長代理 本日はこの程度に
とどめ、次会は来たる二十八日、火
曜、午前十時より開会の予定であり
ます。

なお、明二十五日、土曜日、午前十時から鉱山保安に関する問題で、社会労働委員会との連合審査会を開会する予定ですが、この点公報をもってお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

〔参照〕

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年三月二十八日印刷

昭和三十六年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局